

インターネット動態管理サービス利用規約

以下に定める利用規約(以下「本規約」といいます。))をよくお読みください。ソニービジネスソリューション株式会社(以下「当社」といいます。))による、インターネット動態管理サービス(以下「本サービス」といいます。詳細は第3条にて定義します。))は、本規約に基づき提供されます。

第1条 (本規約の目的)

本規約は、当社が提供する本サービスの利用について定めます。本サービスの利用を希望する者が第5条に従い利用申込を行ない、当社が第6条に従い、これに対する承諾を行なった場合に、両者間に本規約所定の条件と内容とする本サービス利用契約が成立します。

契約者は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条 (本規約の範囲)

- 本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係について適用されるものとします。
- 当社が本サービスの円滑な運用を図るために必要に応じて、当社の提供するビジネス向けブロードバンドソリューションサービスのホームページ(<http://www.bit-drive.ne.jp>) (以下「本件ホームページ」といいます。))での掲載等を通じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 (用語定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
Internet Time Recorder (以下「ITR」といいます。))	当社が開発した非接触 IC カード技術を用い、インターネットを通じて動態管理を可能とするアプリケーション・ソフトウェア。
IP 通信網サービス	当社が定める IP 通信網サービス契約約款に規定する IP 通信網を使用して行なう電気通信サービス。
本サービス	当社が、ITR を組み込んだサーバーを用いてインターネットを通じて行なう動態管理サービス。
回線バック	当社が本サービスを IP 通信網サービスと組み合わせて提供する場合の呼称。
サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所。
IPv4	IP 通信網でデータを伝送交換するためのプロトコルのひとつ、インターネット プロトコルバージョン 4 の省略した表記。

第4条 (本サービスの範囲)

- 本サービスの適応対象は、IPv4による IP 通信とします。
- 当社は、日本国内の利用者に対してのみ本サービスを提供します。
- 当社は、本サービスにおいて、別紙に定める『インターネット動態管理サービス』ご利用条件に基づき、契約者にサービスを提供するものとします。
- 契約者は、コンピュータ端末、非接触 IC カード、非接触 IC カードリーダー/ライター等周辺機器、通信機器、通信回線その他契約者が本サービスを利用するうえで必要となる利用環境を自らの費用と責任で調達、保持及び管理するものとします。

第5条 (本サービスの申込方法)

- 本サービスの利用申込を希望する者(以下「申込希望者」といいます)は、本規約に定める条件の全てに同意の上、次の各号に掲げる何れかの方法で本サービスの利用を申し込みものとします。1 つの非接触 IC カードに対しては、1ID が割り当てられます。申込希望者は、10ID 単位で必要 ID 数を指定したうえで、利用申込を行なうものとします。
 - 本件ホームページの所定のフォームに当社が指定する事項を記載し、本規約が掲載されているウェブページの最後に配置される同意ボタンをクリックする。
 - サービス取扱所を通じて配布される当社所定の利用申込用紙に、当社が指定する事項を記載し、当社指定のサービス取扱所に提出する。
- 前項の利用申込により、当社は申込希望者が本規約の内容に同意したものとみなします。

第6条 (利用申込の承諾)

- 当社は、申込希望者から本サービスの利用申込みがあった場合は、本サービスを提供するために必要なシステム環境に余裕があるときに限り、本サービスの利用申込を受け付けた順序に従って、かかる利用申込を承諾します。
- 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、本サービスの利用申込を承諾しないことがあります。
 - 申込希望者が本規約に定める条件に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - 当社が本サービスを提供するために必要なシステム環境を整備、維持及び保守することが技術上著しく困難なとき。
 - 申込希望者が IP 通信網サービス及び本サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 当社が、申込希望者による本サービスの利用申込みを承諾した後であっても、かかる申込希望者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、当社はその承諾を取り消すことができます。

第7条 (契約の成立)

本規約と内容とする本サービス利用契約(以下「本契約」といいます)は、当社が前条に従って利用申込を承諾した時点で成立するものとし、当社との間で本契約を締結した者が「契約者」となります。尚、当社の契約者に対する債権は、この時点で発生するものとします。

第8条 (本サービスの内容及び本規約の変更)

当社は、本サービスの内容及び本規約を契約者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することができるものとします。当該変更について、当社は本件ホームページ上、もしくは当社が適当と判断する方法にて契約者に通知するものとします。かかる場合、契約者は 30 日以内に本サービスを解約しない限り、当該変更を承諾したものとみなします。

第9条 (契約内容の変更)

- 当社は、契約者からの求めがある場合には、次の各号に掲げる事項について契約内容の変更に応じます。但し、契約者は、変更を希望する 10 営業日(当社営業日)前までに当該変更要求を書面で行なうものとします。
 - ID 数の変更。(但し、10ID 単位とする。)
 - その他契約者の変更を伴わない契約者情報の変更。
- 前項の定めに従い、ID 数の変更を行った場合、かかる ID 数の変更による本サービスの利用料金の変更は、かかる変更が行われた翌月分から適用するものとします。(ID 数の変更が行われた暦月の利用料金は増減しません。)
- 本条第 1 項の規定にもかかわらず、次条に定める最低利用期間中、契約者は ID 数を少なくとも 1 件の変更の申込みをできないものとします。また、ID 数の変更申込は同一の暦月内に一度のみ行うものとします。

第10条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、(i)本サービスを開始した日が暦月の初日である場合には、本サービスを開始した日が含まれる暦月から起算して 6ヶ月間、また、(ii)本サービスを開始した日が暦月の初日以外である場合には、本サービスを開始した日が含まれる暦月の翌月から起算して 6ヶ月間とします。

第11条 (知的財産権)

当社は、契約者に対して当社が契約者に提供する一切の物品(以下「提供物」といいます。提供物には本規約、取扱マニュアルなども含まれます。))に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)及び著作権者人格権、特許権、商標権、並びにノウハウなどの一切の知的財産権は、当社または原権利者に帰属するものとします。

第12条 (禁止事項)

- 契約者は、提供物について次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
 - 提供物を当社が認めた本サービスの利用目的以外の目的で使用すること。
 - 提供物の複製、分解、追加、編集、消去、削除、改造、改造その他方法、態様の如何を問わず提供物の現状を変更すること。
 - 提供物のリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他方法、態様の如何を問わず提供物の解析を行うこと。
 - 提供物につき、有償無償を問わず、譲渡、転貸、質入、担保設定その他態様の如何を問わず占有の移転、使用権の設定等を行なうこと。
 - 有償無償を問わず、本サービスを受ける権利の譲渡、再許諾、再販売、担保設定その他態様の如何を問わず使用許諾等を行なうこと。
 - 著作権表示、所有権を表す標準等を削除、除去その他方法、態様の如何を問わず変更すること。
 - その他提供物に付された取扱マニュアル等に禁止されている行為。
- 前項に加え、契約者は、本サービスについて次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
 - 当社又は第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害する行為。
 - 本サービスを違法な目的で利用する行為。
 - 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信する行為。
 - 当社の設備に無権限でアクセスする行為。
 - 本サービス及びその他当社の事業運営に支障をきたすおそれのある行為。
 - 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社もしくは第三者の信用を毀損する行為、及び当社若しくは第三者に不利益を与える行為。
 - その他前各号に該当する恐れがある行為又はこれに類する行為。
- 契約者は、前二項の規定に違反して当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

第13条 (メンテナンス)

当社は、別途当社が定める日程でシステムのメンテナンス作業を行うことがあります。契約者は、かかるメンテナンス作業実施中は本サービスを利用できないことがあります。

第14条 (勤務データの保存期間)

当社は、本サービスの提供を通じて、ITRを組み込んだ当社のサーバーに記録される契約者の勤務データを、当該勤務データが当社のサーバーに記録された日から起算して別途当社が定める 90 日以上の期間、当社のサーバーから削除しないものとします。但し、本契約が解約された場合又は本契約が終了した場合、本契約の終了日(契約が有効に存続する最終日、以下同じ)の翌日以降、当社は契約者への責任を負うことなく、かかる勤務データを削除することができるものとします。

第15条 (本サービスの中断・中止)

当社は、次の各号に掲げる場合、本サービスの提供を中断・中止することができます。

- 当社のシステム環境の保守上又は工事にやむを得ないとき。
- 回線バックにおいて、IP 通信網サービスが利用できない状態にあるとき。
- 天災、事変、その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき。
- 当社が設置するシステム環境又は本サービスに係るソフトウェアの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- その他当社が本サービスの運用の全部または一部を中止・中断することが望ましいと判断したとき。

第16条 (本サービスの終了)

- 当社は、当社の判断で本サービスの提供を終了することができるものとします。
- 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を終了する場合は、事前に契約者にその旨を、当社が適当と判断する方法にて通知します。

第17条 (利用資格の停止)

当社は、契約者が次の各号に掲げるいずれかの場合に該当すると判断したときは、契約者の本サービスの利用資格を、当社が必要と判断する期間、停止することができるものとします。

- 本サービスの利用料金、IP 通信網サービスの利用料金、及びその他の債務について、支払期限を超過し、なお支払わないとき。
- 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
- 第 12 条の規定に違反したとき。
- 前三号のほか、本規約に反する行為であって、本サービス又は IP 通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断する行為をしたとき。
- 当社に損害を与えたとき。
- その他、契約者として不適当と当社が判断したとき。

第18条 (当社による契約解約)

- 当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが発生した場合、あらかじめ契約者に通知することなく、本契約を解約することができるものとします。
 - 当社が、第 17 条に従い、契約者の本サービスの利用資格を停止した後、合理的な期間が経過したにもかかわらず、なおかかる利用資格の停止の原因となった事実が解消されないとき。
 - 第 17 条の各号に定める事実が存在し、かかる事実の存在が当社の業務に著しい支障をきたすために、契約者の本サービスの利用資格の停止のみでは不十分と当社が判断したとき。
 - 契約者が、手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 契約者が、差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき。
 - 契約者が、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をしたとき。
- 前項の各号に規定する場合に加え、第 15 条に定める本サービスの利用の中断・中止の期間が、かかる中断・中止をした日から起算して 1 年間を経過した場合、当該 1 年間を経過した日において本契約は解約されるものとします。

第19条 (契約者による契約解約)

契約者は、別途当社が定める方法に従って、当社に届出を行うことにより、本契約を解約できるものとします。但し、第 10 条に定める最低利用期間の満了前に本契約を解約する場合には、第 21 条第 6 項の定めに従うものとします。

第20条 (契約終了後の措置)

- 本規約に従い、本契約が解約された場合又は本契約が終了した場合、契約者は当社の指示に従い、本サービスの利用終了にかかる手続きを行うものとします。
- 契約者は、第 21 条に従い本サービスの利用料金の支払いを行うとともに、本サービスに関連して発生した当社に対する全ての債務を、当社の指示する方法で支払うものとします。なお当社は、既に支払われた本サービスの利用料金については一切払い戻しいたしません。
- 本契約が解約された場合又は本契約が終了した場合でも第 11 条、本条、第 25 条、第 27 条、第 29 条、第 30 条については、効力を有するものとします。

第21条 (利用料金の支払義務)

- 本サービスの利用料金は『別紙「4 料金表」』に定めるものとします。
- 契約者は、(i)本サービスを開始した日が暦月の初日である場合には、本サービスの提供を開始した日が含まれる暦月から、また、(ii)本サービスを開始した日が暦月の初日以外である場合には、本サービスの提供を開始した日が含まれる暦月の翌月から起算して、本契約の終了日の前日が含まれる暦月までの期間において、暦月単位で本サービスの利用料金を支払うものとします。
- 契約期間において、第 17 条に定める事由により、契約者が本サービスを利用することができない状態が生じた場合、契約者はかかる期間中の本サービスの利用料金を負担するものとします。
- 前二項の規定にもかかわらず、次の表の左欄に定める事由により、契約者が本サービスを利用できない期間の本サービスの利用料金については、契約者はその支払いを要しないものとします。

事由	支払いを要しない料金
1. 契約者の責めによらない理由により、本サービスが全く利用できない状態が生じた場合(2 欄に起因する事象に該当する場合を除きます。))、かかる事情を当社が知った時刻(以下「起算時刻」といいます。))から起算して 24 時間以上その状態が連続したとき。	起算時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。))について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料金。
2. 本サービスの停止を行ったとき。	本サービスの停止を行った日から起算して、再び利用できる状態となった日の前日までの日数に対応する利用料金。

- 当社は、前項に言及する、契約者が支払いを要しないこととされた利用料金を、契約者が既に支払っているときは、かかる支払済み利用料金を契約者に返還します。
- 契約者は、第 10 条に定める最低利用期間の満了前に本契約の解約を行なう場合、最低利用期間本サービスを利用した場合に相当する残余期間分の本サービスの利用料金にあたる金員を一括して当社に支払うものとします。
- 当社は、必要に応じて、契約者の承諾を得ることなく利用料金を変更することができるものとします。かかる利用料金の変更については、当社より、当社が適当と判断する方法にて、契約者に通知された時点で効力を生じるものとします。

第22条 (設定手数料の支払義務)

- 本サービスの設定手数料は『別紙「4 料金表」』に定めるものとします。
- 契約者は、『別紙「4 料金表」』に従って、次に掲げる場合に次の設定手数料を当社に支払うものとします。
 - 本契約の成立時に初期設定手数料。
- 契約者は、第 7 条に定める契約成立後、本サービスの提供を開始する日までに本契約の解約を申し出た場合であっても、理由の如何を問わず、初期設定手数料に相当する金員を当社に支払うものとします。

第23条 (利用料金及び設定手数料の扱い及び支払方法)

- 当社は、前二条に言及する本サービスの利用料金及び設定手数料を、次の各号に掲げる条件に従って扱います。
 - 本サービスの利用料金及び設定手数料その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
 - 当社は、契約者から支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。
 - 当社は、災害が発生したとき、又は発生するおそれがあると当社が判断したときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することができるものとします。
- 契約者は本サービスの利用料金及び設定手数料の支払いについて次の各号に掲げる事項を遵守して支払いを行なうものとします。
 - 当社が定める期日までに、支払期日の到来する順序に従って支払うこと。
 - 当社が指定する金融機関等において支払うこと。

第24条 (債権の譲渡)

- 当社は、本契約により生じたすべての債権について、それぞれの債権の発生と同時に、当社が SFI リーシング株式会社へ譲渡することができるものとします。
- 前項の譲渡について、契約者が一定の期間を経過してもなお支払わないときは、当社は、その債権を SFI リーシング株式会社から買い戻し、当該契約者に再請求することができるものとします。
- 前二項において SFI リーシング株式会社および当社は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第25条（責任の制限）

1. 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者も含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
2. 当社は、第21条第4項に掲げる表の左欄に定める事由が、当社の責によるものであると判断する場合、かかる事由により契約者が本サービスを利用できず、第21条第4項の定めに従い本サービスの利用料金の支払いを要しない期間、かかる期間の利用料金を請求しないことに加えて、かかる期間の利用料金相当額を契約者に発生した損害金額とみなし、当該金額を契約者に対して賠償するものとします。
3. 前項に定める場合を除き、当社は、本サービスの提供により生じる結果及び本規約に従って行った行為の結果について、いかなる理由（本サービスの提供に必要な設備・ソフトウェアの不具合・故障、本サービスの変更、中断、停止、廃止、第三者による不正侵入、契約者の勤務データの毀損・滅失（第14条に掲げる保存期間内に生じた場合も含みます。）、商取引上の紛争を含むがこれに限りません。）があろうとも、契約者に対して一切責任を負わないものとします。
4. 当社が本規約において、契約者に賠償する金額は、当社の履行又は不履行による損害であっても、また契約責任、不法行為責任その他のいかなる法理に基づくものであっても、本条第2項に定める場合を含め、契約者に損害が発生した時点から起算して直近6ヶ月間に当社が契約者から受領した本サービスの利用料金を超えないものとします。

第26条（権利義務の譲渡）

契約者は本規約より生じる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならないものとします。

第27条（情報の取扱）

1. 契約者は本サービスの利用に関して、当社が別途定める情報（「指定情報」といいます。）の登録を当社の指示に従って行うものとします。
2. 当社は、指定情報及び当社が本サービスを契約者に提供する際に知得する契約者の情報を、以下の各号に該当する場合を除き、第三者に開示又は提供しないものとします。
 - 1) 法令又は権限ある官公庁により開示又は提供を要求された場合。
 - 2) 開示又は提供につき、契約者の合意を得た場合。
 - 3) 契約者に対し、本規約に基づく義務の履行を請求する場合。
 - 4) 契約者に対する本サービス提供に関し、紛争又は損害賠償請求が発生した場合。
 - 5) 当社または契約者の生命、身体、自由、財産、権利および名誉を保護する必要がある場合。

第28条（分離性）

本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

第29条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については日本国法に準拠するものとします。

第30条（紛争の解決）

1. 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について契約者と当社との間に疑義を生じた場合、契約者及び当社は双方誠意をもって協議解決するものとします。
2. 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の所属管轄裁判所とします。

附則

本規約は2008年7月1日より実施します。

附則

（実施期日）

- 1 本規約は、2009年9月1日より実施します。

（経過規定）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとなります。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとなります。
- 4 この改正規定実施前に、改正前の本規約の規定により締結している当社との契約は、この改正実施の日において、改正後の規約の規定による当社との契約とみなします。

附則

本規約は2010年4月1日より実施します。

附則

本規約は2010年11月1日より実施します。

附則

本規約は2011年8月2日より実施します。

附則

本規約は2011年12月12日より実施します。

<本件お問合せ先>

受付時間：9:00～18:00 月曜～金曜、国民の祝日及び当社が定める休業日を除きます。

TEL：0570-006-006

TEL：03-5715-1270（携帯電話・PHSをご利用のお客様）

E-Mail：info@bit-drive.ne.jp

『インターネット勤怠管理サービス』ご利用条件

1. 基本提供サービス

区分	内容
提供機能	インターネットを通じて勤怠管理を可能とする機能です。

2. オプションサービス

区分	内容
マスターデータ登録サービス	ITR ユーザのデータ（勤務先、雇用区分、労働条件、スタッフ）登録作業を当社が実施します。（※初回申込時のみ）

3. 料金（料金額は下記「料金表」を参照してください）

区分	内容
初期設定手数料	申込書の内容を ITR に設定するための設定費です。
月額利用料	ITR サービスの提供にかかる暦月あたりの利用料です。
マスターデータ登録手数料	ITR ユーザのデータ（勤務先、雇用区分、労働条件、スタッフ）を登録する設定費です。

4. 料金表

区分	料金額
初期設定手数料	30,000 円（税込額 31,500 円）。
月額利用料	101D あたり 5,000 円（税込額 5,250 円）。
マスターデータ登録手数料	101D あたり 20,000 円（税込額 21,000 円）。